

第10次 南相馬市交通安全計画の概要

計画の趣旨

本市では、交通安全対策基本法に基づき、これまで9次にわたり「南相馬市交通安全計画」を策定し、国、県、関係機関及び団体等の協力を得ながら、各種交通安全施策の実施に取り組んできましたが、交通事故のない、安全で安心して生活できるまちづくりの実現に向け、交通安全施策をこれまで以上に積極的に推進するため、国及び県の第10次交通安全計画を踏まえ、「第10次南相馬市交通安全計画」を策定するものです。

第1章 南相馬市交通安全計画について

◎計画策定の目的 (P1)

人命尊重の理念のもと、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的な施策を推進し、市民の安全確保を図ることを目的とします。

◎計画の基本理念 (P1)

1 交通事故のない社会をめざして

「人優先」の交通安全思想を基本とし、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保するとともに、高齢化社会の進展や社会情勢の変化を踏まえ、また、地震や津波等の自然災害に対する防災の観点にも配慮しながら交通安全の施策を展開していきます。

2 市民参加の推進

互いに支え合う地域社会を目指し、市民が「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守る」という安全意識の下、市民の自主的な参加・協働型の交通安全活動を推進します。

3 関係機関や団体相互の連携・協力の推進

地域で活動する様々な関係機関や団体と市が、情報を共有し、相互理解、連携を図りながら協力できるネットワークの形成を推進します。

4 効果的・効率的な対策の推進

市民総ぐるみの交通安全活動を推進するため、「交通安全スローガン」を掲げ、市民や関係機関・団体等が一体となって、地域の実情に応じた活動を進めます。

◎計画期間 (P1)

国及び県の計画期間は、平成28年度から32年度までの5年間となっています。本市では東日本大震災の影響から「第9次南相馬市交通安全計画」の期間を、平成27年度と28年度の2年間としたため、今回、国及び県の計画期間と合わせるために、平成29年度から32年度までの4年間の計画とします。

第2章 道路交通の安全

■交通安全についての目標

◎道路交通の現状 (P3)

◇平成28年の交通事故件数

県内 人身事故件数 5,802件、負傷者数 7,112人 → 平成に入り最少

市内 人身事故件数 252件、負傷者数 322人

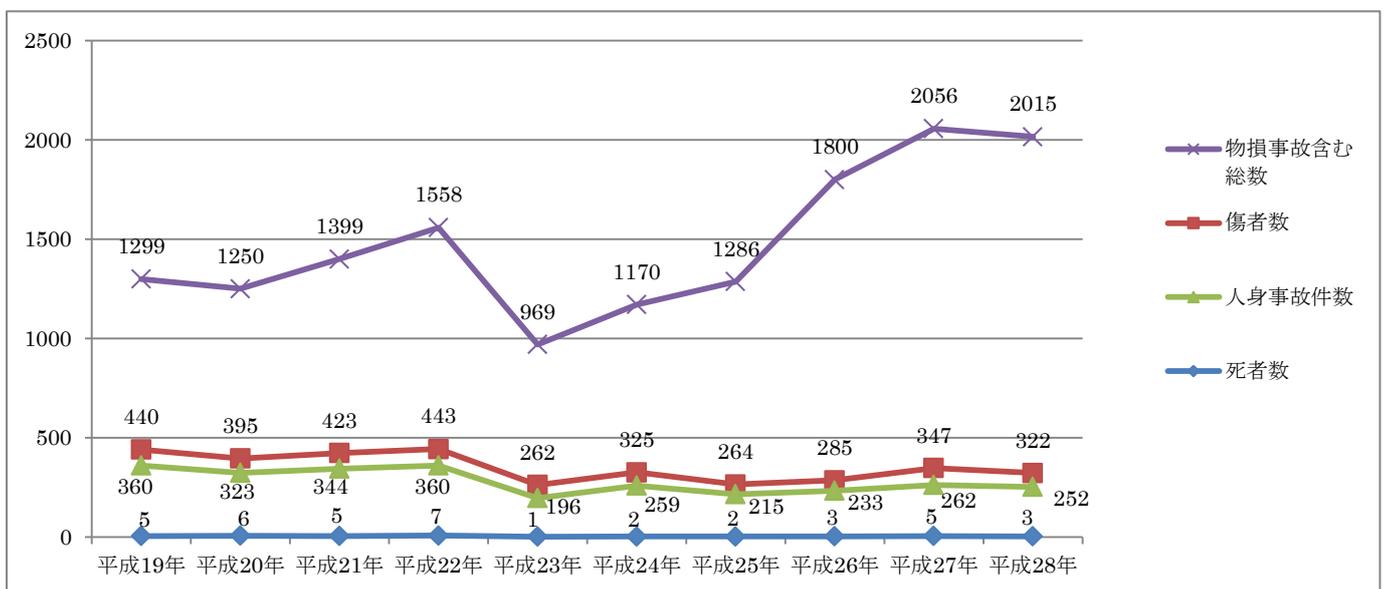
◇市内の事故件数比較

市内の人身事故件数 震災前 350件前後、震災後 250件前後

物損含む事故件数 震災前 1,300件～1,500件前後

震災後 1,000件～2,000件前後

南相馬警察署管内の交通事故発生件数等



出典：「平成28年版交通白書」（福島県、福島県警察本部）南相馬警察署による。

◇高齢者の交通事故等の状況 (P4)

(単位:件,人,%)

南相馬警察署管内の交通事故件数等のうち65歳以上の高齢者の割合

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
人身事故件数	360	323	344	360	196	259	215	233	262	252
うち高齢者の人身事故件数	69	67	61	76	43	63	39	53	60	69
%	19.2	20.7	17.7	21.1	21.9	24.3	18.1	21.9	22.9	27.4
傷者数	440	395	423	443	262	325	264	285	347	322
うち高齢者の傷者数	92	82	70	90	52	84	44	57	83	80
%	20.9	20.8	16.5	20.3	19.8	25.8	16.7	18.7	23.9	24.8

高齢者が関わる人身事故件数の割合は約20%で推移していましたが、平成28年には27.4%に増加しました。

◆目標 (P5)

- ・年間の交通事故死者数をゼロとする。
- ・年間の交通事故件数を計画期間末までに1,300件以下とする。
※1,300件の根拠
 - ①震災前の件数が1,300件前後になっていること。
 - ②県の第10次の目標値25%減少を参考にし、本市の平成29年交通事故見込件数の1,750件を25%減少した件数が1,300件になること。

■目標達成のために講じようとする施策

I 対策の重点 (P6)

1 高齢者及び子どもの交通事故防止

(1) 高齢者の交通事故防止

高齢者の事故において、夜間歩行中及び自動車での事故が多くなっていることから、明るい色の服装や反射材用品の着用を呼びかけるとともに、今後、高齢化が進むことを踏まえ、高齢者の交通事故防止活動を一層充実させるよう取り組みます。

(2) 子どもの交通事故防止

子どもを交通事故から守るためには、家庭や学校、地域等が連携して対策をとる必要があります。また、通学路等における歩道等の整備を推進します。

2 自転車の安全利用

自転車運転者について、交通安全教育の充実と安全利用の普及促進を図ります。
自転車運転者講習制度、福島県自転車安全利用五則

3 シートベルトの着用の徹底

全席シートベルト着用率100%を目指します。

4 交通安全意識の向上

これまで以上に交通安全対策に関心をもってもらうため、交通安全教育活動や広報啓発活動を一層充実させます。

5 復旧・復興事業関連の交通事故防止

「南相馬市復興事業等・地域安全連絡協議会」を通し事業者の交通安全・交通事故防止を図ります。

II 分野別施策 (P9)

1 交通安全思想の普及徹底

幼児から高齢者、また、障がい者への段階的かつ体系的な交通安全教育、広報、普及啓発活動を推進します。

2 道路交通環境の整備

人優先の安全・安心な歩行空間の整備、幹線道路の整備、災害に備えた道路環境の整備等を働きかけるとともに、関係機関と連携し推進します。

3 道路交通秩序の維持

交通事故抑止のため、危険性の高い違反や迷惑性の高い違反等の指導取締りを推進します。

4 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救助・救急活動、ヘリコプターによる救急業務等を推進します。

5 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等の支援事業を推進するとともに、関係機関や団体と連携を図り相談業務等を推進します。

第3章 踏切道における交通の安全

■踏切道についての目標

◆目標（P21）

・踏切事故件数ゼロとする。

◎踏切事故の現状（P21）

県内では、踏切事故死者数は平成23年以降毎年1人で推移しています。

（踏切事故は毎年5件前後発生）

■目標達成のために講じようとする施策

1 踏切道の構造の改良の促進

踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良を目指します。

2 踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

違反行為の取締りや踏切の通過方法等の教育など、踏切事故防止キャンペーンを推進します。